

津市消防本部救助業務実施規程

平成 2 5 年 3 月 2 9 日津市消防本部訓第 1 6 号

改正 平成 2 6 年 3 月 2 5 日津市消防本部訓第 2 号

平成 2 7 年 3 月 1 7 日津市消防本部訓第 4 号

平成 2 8 年 3 月 1 7 日津市消防本部訓第 4 号

平成 2 9 年 3 月 2 9 日津市消防本部訓第 9 号

令和 7 年 9 月 4 日津市消防本部訓第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号。以下「法」という。）第 3 6 条の 2 の規定に基づき配置する救助隊の編成及び救助業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救助活動 火災その他の災害（以下「火災等」という。）により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、火災等からその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することにより、人命の救助を行うことをいう。
- (2) 救助事故 救助活動の対象となる事故をいう。
- (3) 救助工作車 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 6 1 年自治省令第 2 2 号。以下「省令」という。）に定める基準に従い、配置される救助工作車をいう。
- (4) 特別救助隊 省令第 4 条第 1 項に規定する特別救助隊をいう。
- (5) 高度救助隊 省令第 5 条に規定する高度救助隊をいう。
- (6) 水難救助隊 水難救助活動に必要な器具を装備し、所要の隊員をもって編成した水難救助活動を行うことを主たる任務とする隊をいう。
- (7) 救助隊員 特別救助隊、高度救助隊又は水難救助隊に属する消防吏員をいう。

(救助隊の配置)

第 3 条 高度救助隊は津市久居消防署に、特別救助隊は津市中消防署に配置す

るものとする。

- 2 水難救助隊は、原則として津市中消防署及び津市久居消防署に配置するものとする。ただし、管内の実情により消防長が必要と認める場合は、この限りでない。

(救助隊員の資格要件)

第4条 高度救助隊及び特別救助隊の救助隊員は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する資格を有する隊員をもって充てるものとする。

- 2 水難救助隊の救助隊員は、次の各号のいずれにも該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 消防吏員採用3年以上で、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条第1項の規定による潜水土免許証の交付を受けた者
- (2) 概ね45歳以下の者。ただし、消防長が適任と認める場合は、この限りでない。
- (3) 消防学校等公的機関が行う水難救助に関する実技講習を修了した者又はその他の機関が行うこれと同等以上の講習を修了した者で消防長が認めるもの
- (4) 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年厚生省令第40号）第38条に規定する健康診断の受診結果において異常が無く心身ともに健康な者

- 3 高度救助隊、特別救助隊及び水難救助隊（以下「各救助隊」という。）の救助隊員の選考、育成等に関し必要な事項は、別に定める。

(救助隊の編成)

第5条 各救助隊に救助隊長（以下「隊長」という。）、救助副隊長（以下「副隊長」という。）及び隊員を配置するものとする。

(隊長等の責務)

第6条 隊長は、上司の指揮監督を受け、隊務を総括し、所属の救助隊員を指揮監督する。

- 2 副隊長は、隊長を補佐するとともに、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 隊員は、隊長の指揮監督に従うとともに、相互に連携し、所属の救助隊の隊務に従事する。
- 4 消防署長（以下「署長」という。）は、高度救助隊及び特別救助隊の隊長及び副隊長に事故があるとき、又は隊長及び副隊長が欠けたときは、当該救

助隊の隊員のうち、職責の上位の者にその職務を代理させることができるものとする。

(救助隊員の服装)

第7条 高度救助隊及び特別救助隊の救助隊員は、津市消防職員の服制に関する規則（平成18年津市規則第222号）第3条第1項第4号に規定する救助服を着用するものとし、救助活動に従事するときは、安全確保のため保安帽、編上げ靴、防火衣等の必要な装備を着用しなければならない。

2 水難救助隊の救助隊員の服装については、別に定める。

(救助隊の出動区域)

第8条 各救助隊の出動区域は、本市の区域全域とする。

(救助隊の出動)

第9条 消防長又は署長は、通報内容から救助活動の必要があると認められる場合又は災害現場に到着した消防隊、救急隊等から各救助隊の出動要請があった場合は、直ちに各救助隊の活動内容に応じて出動させるとともに、必要に応じて増援させるものとする。

2 津市消防本部の管外への出動は、消防長が別に定める。

(出動時の留意事項)

第10条 隊長は、出動時においては、津市消防本部警防規程（平成25年津市消防本部訓第1号。以下「警防規程」という。）第12条の規定によるほか、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 指令内容を確実に掌握し、必要な救助資器材の判断を行うこと。
- (2) 車両の駐停車は、活動に安全な位置を選定し、二次災害の防止に努めること。
- (3) 指揮隊及び津市消防通信規程（平成18年津市消防本部訓第52号）第2条第1号に規定する指令センターとの連絡を密にし、的確な対応を行うこと。

(救助活動)

第11条 救助活動は、火災等の規模、救助を要する者（以下「要救助者」という。）の容態及び事故内容を把握し、被害の軽減及び危険の排除に努めるとともに、要救助者の救命を最優先とし、安全、確実かつ迅速に行うものとする。

2 隊長は、活動内容を的確に判断し、危険が予測される場合には、所属の救助隊員の安全管理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

- 3 救助隊員は、救助活動に関する知識及び技術を最大限に発揮するとともに、救助器具を有効に活用して救助活動を行わなければならない。この場合において、救助隊員は、自らの安全を確保するとともに、相互に安全に配慮し合い、危険防止に努めなければならない。

（救助活動の中断）

第12条 消防長又は署長は、火災等の状況、救助活動に係る環境の悪化、天候の変化等から判断して、救助活動を継続すること又は救助隊員等の安全を確保することが著しく困難であると予測される場合においては、救助活動を中断することができるものとする。

（関係機関との連携）

第13条 隊長は、救助活動を行うに当たっては、必要に応じ関係機関と密接な連携を図るものとする。

（医師の派遣要請）

第14条 事故の内容、要救助者の状態等から災害現場に医師を要請する場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 長時間に及ぶ救助活動又は困難な救助活動となることが予想される場合
- (2) 救助活動と併行して医療行為が必要と予想される場合
- (3) 要救助者の状態から救助後の搬送に当たり、生命の危険があると予想される場合
- (4) その他現場で救急処置中の救急隊等が医師の要請が必要と認める場合

（救助器具）

第15条 各救助隊は、所要の救助器具について、次の各号に定める区分に従い、点検を実施し、その機能の保持に努めなければならない。

- (1) 定期点検 月1回以上
- (2) 日常及び使用後点検 使用の都度

（救助活動報告）

第16条 隊長は、救助活動に出動した場合は、速やかに所要の事項を所属長及び災害現場を管轄する消防署長に報告するものとする。

- 2 救助活動に出動した災害現場を担当する署所（以下「担当署所」という。）の消防吏員は、救助活動報告書（第1号様式）及び救助活動の概要（第2号様式）に所要の事項を記録し、消防署長に報告するものとする。ただし、担当署所の消防吏員が出動しなかった場合は、この限りでない。
- 3 水難救助隊については、別に定める。

(救助事故の種別)

第 17 条 救助事故の種別は、救急事故等報告要領（昭和 39 年自消甲教発第 18 号）に基づき分類するものとし、当該要領によっては分類し難い場合は、次により分類するものとする。

(1) 事故の直接の発生原因

(2) 活動形態

2 前項の分類により種別が重複する場合は、要救助者の症状の重い種別に分類する。

(救助即報)

第 18 条 署長は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号。以下「災害即報」という。）に規定する救助事故が発生した場合は、直ちに消防長に報告しなければならない。

2 消防長は、前項の報告を受けた場合、直ちに災害即報の定めるところにより、関係機関へ報告し、又は通報するものとする。

(管理責任)

第 19 条 消防長は、この規程の定めるところにより、救助活動を総括するとともに、円滑な救助活動を実施するため、事前に関係機関と密接な連絡調整を図っておくものとする。

2 消防救急課長は、救助活動及び教育訓練が円滑に遂行できるよう配意するとともに、円滑な運用を図るため適切な指導と調整に努めなければならない。

3 署長は、各救助隊の円滑な運用に努めなければならない。

(教育訓練)

第 20 条 消防長又は署長は、適正かつ円滑な救助活動を実施するため、救助活動の実施に必要な知識及び技能を習得させるよう努めるとともに、教育訓練を計画し、実施させるものとする。

2 各救助隊は、平素から救助活動に必要な知識及び技術の習得並びに体力の向上を図り、いかなる災害にも適切に対応できる臨機の判断力及び行動力を養うよう努めるものとする。

(救助活動計画)

第 21 条 署長は、次に掲げる事項について、救助活動計画を作成しておくものとする。

(1) 管内の地勢及び道路状況

(2) 救助事故の発生のおそれのある場所及び地形

(3) 救助事故が発生した場合に救助活動が困難と予想される対象物の位置、構造及び管理状態

(4) その他必要と認める事項

2 署長は、前項の計画に基づき、適宜訓練を実施するものとする。

(委任)

第22条 救助活動においてはこの規程に定めるもののほか、必要な事項は、警防規程に定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成25年4月1日から施行する。

2 津市消防本部救助業務実施要綱（平成18年津市消防本部訓第51号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月25日消防本部訓第2号）

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日消防本部訓第4号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日消防本部訓第4号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日消防本部訓第9号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月4日消防本部訓第2号）

この訓は、令和7年9月4日から施行する。

年 月 日

救助活動報告書

報告者所属
階 級
氏 名 印

救助番号	総合	担当署所・番号		—	事故種別				
事故の内容									
発生場所									
発生場所の分類				覚知方法					
覚知日時				指令日時					
出動日時				現着日時					
救助開始日時			救助完了日時			救助活動所要時間			
帰署日時				出動～帰署所要時間					
気象情報	天気	風向	風速	気温	相対湿度	積雪			
	気象上参考事項								
活動内容									
使用資器材									
出動車両内訳	救助工作車	消防車	指揮車	救急車	はしご車	化学車	その他車両	消防団車両	合計
	台	台	台	台	台	台	台	台	台
出動人員内訳	専任救助隊員	兼任救助隊員	消防隊員	救急隊員				消防団員	合計
	人	人	人	人				人	人
傷病者情報	氏 名			住 所					
	生 年 月 日	年 齢		性 別	傷病程度		職 業		搬送車両
被救助者	合 計		人		男性	人		女性	人
被救助者 1									
	年 月 日	歳							
被救助者 2									
	年 月 日	歳							
被救助者 3									
	年 月 日	歳							
被救助者 4									
	年 月 日	歳							
被救助者 5									
	年 月 日	歳							
備考									

隊別の活動状況									
出動隊①	所 属		車両名			車両区分			
	活動状況								
	出動日時			現場到着日時				出動～現着	
	救助開始日時			救助完了日時				救助開始～完了	
	現場引揚日時			帰署日時				出動～帰署	
	使用資器材								
	出動隊員	区分	階級	氏名		区分	階級	氏名	合計
									人
出動隊②	所 属		車両名			車両区分			
	活動状況								
	出動日時			現場到着日時				出動～現着	
	救助開始日時			救助完了日時				救助開始～完了	
	現場引揚日時			帰署日時				出動～帰署	
	使用資器材								
	出動隊員	区分	階級	氏名		区分	階級	氏名	合計
									人
出動隊③	所 属		車両名			車両区分			
	活動状況								
	出動日時			現場到着日時				出動～現着	
	救助開始日時			救助完了日時				救助開始～完了	
	現場引揚日時			帰署日時				出動～帰署	
	使用資器材								
	出動隊員	区分	階級	氏名		区分	階級	氏名	合計
									人
出動隊④	所 属		車両名			車両区分			
	活動状況								
	出動日時			現場到着日時				出動～現着	
	救助開始日時			救助完了日時				救助開始～完了	
	現場引揚日時			帰署日時				出動～帰署	
	使用資器材								
	出動隊員	区分	階級	氏名		区分	階級	氏名	合計
									人

第 2 号様式（第 1 6 条関係）

救 助 活 動 の 概 要

救助番号		報告者所属・氏名	
項 目	内 容		